

ウ 緊急通行車両等の事前届出

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定により、当該都道府県又はこれに隣接し、若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急交通路として道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の緊急交通路における通行を禁止し、又は制限することができることとされている。</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 32 条の 2 の規定において、i）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び ii）災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、ii）については、災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項の規定に基づく標章が掲示されているものに限定とされている。</p> <p>当該標章の交付に際しては、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づき、当該車両の使用者の申出により、都道府県知事又は公安委員会が、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認（以下「緊急通行車両の確認」という。）を行うこととされている。</p> <p>警察庁は、阪神・淡路大震災等の経験を踏まえ、災害時には緊急通行車両の確認のための膨大な事務手続等に対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、この処理を省力化、効率化することが必要であるとして、平成 7 年度から、緊急通行車両として使用することが想定される車両については事前に点検を行い、発災時の確認行為の簡素化を図る事前届出制度を導入している。</p> <p>また、警察庁は、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の標準」（平成 20 年 2 月 20 日付け警察庁丙規発第 5 号等）において、緊急通行車両の事前届出の対象となる車両は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくはこれらとの契約等により指定行政機関等の活動のために使用され、又は災害発生時に指定行政機関等が他の関係機関等から調達する車両としている。なお、事前届出を行った車両は、緊急通行車両等事前届出済証が交付され、当該届出済証が交付された車両は、発災時、全国の都道府県警察の本部、警察署及び交通検問所において、事前届出を行っていない車両に優先して標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されることとなっている。</p> <p>防災基本計画（平成 20 年 2 月）において、緊急通行車両の事前届出制度についての規定はなかった。国家公安委員会・警察庁防災業務計画（平成 19 年 1 月）においては、国家公安委員会及び警察庁は、緊急通行車両の確認手続について適切な運用を図るため、事前届出・確認手続に関し必要な限度で定め、都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急通行車両の確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとされていた。</p>	<p>図表 2-(4)-ウ-①</p> <p>図表 2-(4)-ウ-②</p> <p>図表 2-(4)-ウ-③</p>

<p>東日本大震災時においては、被災地域への車両の流入制限を行うため、被災地へ向かう高速道路等が平成23年3月12日から24日までの間、緊急交通路に指定され、同期間中に当該緊急交通路を通行した緊急通行車両に対し、16万3,208枚の標章が交付された。</p>	<p>図表2-(4)-ウ-④</p>
<p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の緊急通行車両の標章交付の教訓として、物資や燃料の搬送のための緊急車両や民間トラック事業者等への標章の発行に膨大な事務作業が生じたことから、救援のための官・民の人員・物資の輸送等、被災地支援を円滑に行えるよう、より効率的かつ効果的な交通規制の実施方策について検討する必要があるとされている。</p>	<p>図表2-(4)-ウ-⑤</p>
<p>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</p>	
<p>① 警察庁は、東日本大震災を踏まえ、各都道府県警察本部等に対し、「緊急通行車両等の事前届出制度に関する重点検討事項について」(平成23年12月15日付け警察庁丁規発第169号)を発出し、この中で、事前届出制度の趣旨、届出対象、届出要領等を地方公共団体に対して周知する等の取組を推進するよう指示している。また、警察庁では、平成24年3月に国家公安委員会・警察庁防災業務計画を修正し、公的機関に対して、事前届出制度の周知及び民間事業者等との輸送協定締結を促進する旨の規定を追加した。</p>	<p>図表2-(4)-ウ-③(再掲)</p>
<p>さらに、警察庁は、新たに「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号等)を制定し、各都道府県警察本部等に対し、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ、緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出事務等について通知しており、公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続等について、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとされている。なお、緊急通行車両の事前届出制度については、東日本大震災前と変更はない。</p>	<p>図表2-(4)-ウ-⑥</p>
<p>② 平成24年9月の防災基本計画の修正において、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、国及び地方公共団体は、民間事業者等に対して当該事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとするのが追加された。</p>	<p>図表2-(4)-ウ-③(再掲)</p>
<p>今回、平成25年3月末現在の地方公共団体における緊急通行車両の事前届出の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>(7) 地方公共団体における緊急通行車両の事前届出の実施状況</p>	
<p>調査した44都道府県のうち、保有車両に係る緊急通行車両の事前届出を実施しているものは、31都道府県(70.5%)となっている。</p>	
<p>実地調査した29都道府県及び168市町における保有車両に係る緊急通行車両の事前届出の実施状況をみると、事前届出を実施しているものは18都道府県(62.1%)及び85市町(50.6%)となっている。これらの地方公共団体では、事前届出の車両の対象をi)全ての公用車としているもの、ii)災害応急対策に直ちに必要となるごみ集積</p>	<p>図表2-(4)-ウ-⑦</p>

<p>車・給水車・荷物運搬用車両等としているもの、iii) 人や貨物を緊急輸送するためのトラックや乗用車等としているものなどがみられる。</p> <p>事前届出を実施していない7都道府県(24.1%)及び75市町(44.6%)では、その理由について、i) 緊急通行車両の事前届出制度について承知していなかったため、ii) 災害時において緊急交通路を利用するか否かは不明であり、また、どの車両を用いるかあらかじめ特定しておくことが困難であるため、iii) 届出は1台ごとに申請する必要があり、廃車やリースの期限到来時に、その都度届出しなければならないなど事務手続に手間がかかるため、iv) これまで、大量の緊急通行車両が必要な程の災害が発生しておらず、事前届出の必要性を認識していなかったためなどとしている。</p> <p>なお、4都道府県(13.8%)及び8市町(4.8%)の防災担当部局では、事前届出の実施状況を把握していないとしている。</p>	<p>図表2-(4)-ウ-⑧</p>
<p>(イ) 地方公共団体における緊急通行車両の事前届出に関する意見・要望</p> <p>実地調査した地方公共団体からは、国に対し、緊急通行車両の事前届出について、i) 事前に届出する車両を特定することは困難であることから、車両を特定せず、発災時に使用する車両の台数を届け出る方法にしてほしい、ii) 発災直後における負担軽減や迅速な災害応急対策活動の必要から、緊急通行車両の事前届出時に標章を交付してほしいなどの意見・要望が聴かれた。</p> <p>また、被災地調査を行った地方公共団体においても、東日本大震災時、標章の交付を受けるため、隣接市にある所轄警察署に向いたが、津波による浸水区域を迂回しなければならず、相当の時間を要したことから、標章を届出時に交付してほしいとする意見・要望が聴かれた。</p> <p>これに対し、警察庁では、発災時、真に人命救助等に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するという災害時の交通規制の責務を果たすため、次の理由から、「車両を特定しない台数のみの事前届出の受理や標章の事前届出時の交付は行わない。」としている。</p> <p>① 車両を特定しない台数のみの事前届出</p> <p>緊急通行車両の事前届出制度は、発災時、標章交付事務の混乱によって災害応急対策に支障を来すことがないよう、緊急通行車両として使用されることが想定される一定の車両について確認すべき事項を事前に点検することで、発災後の確認事務手続の簡素化を図るものである。当該制度では、事前に届け出る車両が特定されているからこそ、発災後に、現に運転中の車両に対して、事前届出受理時に点検した車両に関する事項に変更がないかどうかについてのみを確認することとすることで手続の簡素化を図ることが可能となっているものである。</p> <p>仮に、車両の特定を行わずに事前届出を受理することとした場合、発災後、改めて、災害応急対策に使用される車両の使用目的・用途について確認を行わなければならない、発災後の確認手続の簡素化というメリットがなくなり、迅速かつ的確な災害応急対策に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>車両の特定は、事前届出受理時、警察が当該車両について、その使用目的・用途</p>	<p>図表2-(4)-ウ-⑨</p> <p>図表2-(4)-ウ-⑩</p>

を把握するため実施しているが、仮に台数のみの届出とした場合、申請者においてその検討が十分行われないうまま届出が行われる可能性があり、警察が車両の使用目的・用途を正確に把握することができない。また、災害応急対策に使用するとして申請された車両が、実際に確保されているのかも曖昧となる。

② 標章の事前交付

災害時の交通規制では、標章の交付枚数（緊急通行車両の確認を行った車両の台数）を把握して、緊急交通路の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行った。

仮に標章を事前交付した場合、発災後、事前届出を行った全ての車両が使用されるとは限らないため、緊急通行車両の正確な台数が把握できなくなり、緊急交通路の交通容量等を踏まえた適切な交通規制が行えず、人命救助等の災害応急対策に支障が生じることとなる。

なお、事前届出を行った車両は、発災時、全国の都道府県警察本部や警察署のほか、緊急交通路上に設置される交通検問所においても、確認を受けて標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができることから、迅速な災害応急対策活動の支障とはなっていないものとする。

図表 2 - (4) - ウ - ① 緊急通行車両に関する規程等

- 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）
（災害時における交通の規制等）

第 76 条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第 76 条の 3 において同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 （略）

- 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）（抜粋）

第 32 条の 2 法第 76 条第 1 項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第 2 号に掲げる車両にあつては、次条第 3 項の規定により当該車両についての同条第 1 項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 一 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車
- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第 33 条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第 2 号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同条の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

4 （略）

図表 2 - (4) - ウ - ② 「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の標準の制定について」（平成 20 年 2 月 20 日付け警察庁丙規発第 5 号、丙交企発第 14 号、丙交指発第 10 号、丙運発第 5 号警察庁交通局長通達）（抜粋）

緊急通行車両等の事前届出・確認手続等については、これまで「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について」（平成 7 年 8 月 28 日付け警察庁丙規発第 15 号、丙交企発第 86 号、丙交指発第 37 号、丙都交発第 81 号、丙運発第 20 号）に基づき行ってきたところであるが、今般、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）の規定に基づく緊急通行車両の事前届出等に関する要領を加えた「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の標準」を別添のとおり作成したので、関係事務運用の参考とされたい。

なお、上記「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について」は廃止する。

緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の標準

第 1 目的

この要領の標準は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認、大規模

地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「地震法施行令」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認、原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号。以下「原災法施行令」という。）第 8 条第 2 項において災対法施行令第 33 条第 1 項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両として使用されるものであることの確認及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 39 条において災対法施行令第 33 条第 1 項の規定の例によることとされる緊急通行車両として使用されるものであることの確認について、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該車両の需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るために、あらかじめ緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用されるものであることの届出（以下「事前届出」という。）を受ける場合における公安委員会が行うべき事務処理等の要領の標準を定めることを目的とする。

第2 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

1 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災対法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う災対法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同令第 32 条の 2 第 2 号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合には、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

(1) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部を経由し、当該公安委員会に事前届出を行うこととする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び別記様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通とする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付（略）

ウ 届出済証の返還

公安委員会は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

エ 事前届出の処理経過（略）

4 事前届出車両の確認

(1) 公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出（以下単に「申出」という。）があつた場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとする。

(2) 公安委員会は、確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提出させるとともに、災対法施行令第33条第2項に規定する証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(3) 届出済証による確認は、都道府県警察の本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

(4) 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の標章及び災対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

(5)（略）

5（略）

第3～第5（略）

第6 その他

公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続については、地方防災会議等を通じて関係機関等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第1～第2（略）

図表2-(4)-ウ-③ 防災基本計画等における緊急通行車両の事前届出に関する規定

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
防災基本計画	<p>第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え 4 緊急輸送活動関係 (平成24年9月新設)</p>	<p>第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え 4 緊急輸送活動関係 ○ 国及び地方公共団体は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>
国家公安委員会・警察庁防災業務計画	<p>第2編 震災対策 第1章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置 第1節 災害に備えての措置 第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備 2 緊急通行車両に係る確認手続の運用 ○ 国家公安委員会及び警察庁は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく都道府県公安委員会の行う緊急通行車両に係る確認手続について適切な運用を図るため、事前届出・確認手続に関し必要な限度で定めるものとする。</p> <p>第2章 地域防災計画の作成の基準となるべき事項 第2節 災害に備えての措置 第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備 3 緊急通行車両に係る確認手続 ○ 都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、都道府県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。</p>	<p>第2編 地震災害対策 第1章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置 第1節 災害に備えての措置 第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備 2 緊急通行車両に係る確認手続の運用 (同左)</p> <p>第2章 地域防災計画の作成の基準となるべき事項 第2節 災害に備えての措置 第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備 3 緊急通行車両に係る確認手続等 ○ 都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、都道府県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。 <u>また、公的機関に対し、事前届出制度の周知及び民間事業者等との輸送協定締結を促進する。加えて、緊急通行車両の確認事務を適切に行うため、職員への定期的な教養及び標章・証明書の備蓄を推進する。</u> (平成24年3月修正)</p>

(注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、国家公安委員会・警察庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成19年1月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年3月及び25年1月に修正された同計画の記載によった。
 2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表 2 - (4) - ウ - ④ 東日本大震災に伴う緊急交通路の指定状況

日 時	指 定 状 況
平成 23 年 3 月 12 日午前 11 時	○ 東北道、常磐道、磐越道等の高速道路について緊急交通路に指定 ※ 岩手県一般国道、宮城県自専道等、福島県自専道も前後して指定
3 月 16 日午前 6 時	○ 常磐道三郷～水戸 指定解除（全面開放） ※ 合わせて、常磐道接続の北関東自動車道の通行止めも解除
3 月 16 日午後 6 時～8 時	○ 岩手、宮城県内一般国道の指定解除 （宮城県内の国道 398 号は継続）
3 月 19 日正午	○ 東北道浦和～宇都宮間指定解除（全面開放） （参考：同日正午 北関東自動車道太田桐生～佐野田沼間供用開始）
3 月 21 日午前 10 時	○ 常磐道水戸以北（いわき中央まで）指定解除（全面開放）
3 月 22 日午前 10 時	○ 道路交通法の交通規制に切換 大型自動車（大型バス、大型貨物等）の通行規制解除 ○ 東北道・一関 I C 以北（釜石道、秋田道、八戸道含む）及び国道 398 号（宮城県内の一般道）を解除
3 月 24 日午前 6 時	○ 東北道、磐越道の交通規制を全面解除 ○ 三陸道（宮城県内）鳴瀬奥松島 I C～登米東和 I C 間（45.3km）は規制あり ○ 山形道（西川 I C～月山 I C 間下り）、仙台東部道路（仙台若林 J C T～利府 J C T 間上り）通行止め（道路復旧待ち）あり

（注）警察庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - ウ - ⑤ 東日本大震災における緊急通行車両の標章交付に関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	○ 物資や燃料の搬送のための緊急車両や民間トラック事業者等への通行証の発行に膨大な事務作業が生じた。 ○ 救援のための官・民の人員・物資の輸送等、被災地支援を円滑に行えるよう、より効率的・効果的な交通規制の実施方策について検討することが必要である。
岩 手 県	○ 物資輸送を行う車両に係る緊急通行車両標章の発行に際して混乱があったことから、災害時の応急対策に係る協定の締結先への事前の届出の促進、発行場所の複数化、発行手順の確認を行う必要がある。

（注） 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。

2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表 2 - (4) - ウ - ⑥ 「大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について」（平成 24 年 3 月 8 日付け警察庁丙規発第 7 号、丙交企発第 19 号、丙交指発第 4 号、丙運発第 22 号警察庁交通局長通達）（抜粋）

今般、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ並びに災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）の規定に基づく緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出事務等について、別添のとおり「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成したので、関係事務の運営に万全を期されたい。

なお、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の標準の制定について」（平成 20 年 2 月 20 日付け警察庁丙規発第 5 号、丙交企発第 14 号、丙交指発第 10 号、丙運発第 5 号）は廃止する。

また、今後も警察庁において関係方面との調整を行うこととしており、その結果を踏まえて事前届出対象の拡大等の見直しを行うことがあり得ることを申し添える。

大規模災害に伴う交通規制実施要領

第1 目的

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認等について、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき事務処理等の要領について定めることを目的とする。

第2 (略)

第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出を実施するものとする。

なお、第2の1(2)ア（1ページ）記載のとおり、交通規制の対象から除外する、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合には、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

(1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

なお、指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等が含まれることに留意すること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部及び警察署を受付窓口とし、当該都道府県警察の本部を経由して当該公安委員会に事前届出を行うこととする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

車検証の提示並びに輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び別記様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通の提出を求めるものとする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付（略）

ウ 届出済証の返還

公安委員会は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させること。

エ 事前届出の処理経過（略）

4 事前届出車両の確認

(1) 公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(2) 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、災対法施行規則別記様式第4の証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。

(3) 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、都道府県警察の本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

(4) 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び証明書を交付するものとする。

(5)（略）

5～6（略）

第4～第7（略）

第8 その他

公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続及び事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議、都道府県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

（略）

別記様式第1～第5（略）

図表 2 - (4) - ウ - ⑦ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における緊急通行車両の事前届出の実施状況
(単位：都道府県、市町、%)

区 分	実施	未実施	不明	計
都道府県	18 (62.1)	7 (24.1)	4 (13.8)	29 (100)
市 町	85 (50.6)	75 (44.6)	8 (4.8)	168 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事前届出の実施状況について防災担当部局で把握していないとしているものは「不明」に計上した。

図表 2 - (4) - ウ - ⑧ 緊急通行車両の事前届出を行っていない 7 都道府県及び 75 市町における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
都道府県知事部局において、標章の交付が可能	○ 防災担当部局が緊急通行車両の届出に対する審査を行っており、「緊急通行車両等の確認事務処理要領」において、緊急通行車両の確認手続が必要な時は、速やか（原則 2 日以内）に発行するよう定めており、事前に届出を行う必要性が低いため。
	○ 県（本庁及び各県民局）において、緊急通行車両に関する事務を行っており、県保有の公用車に対する緊急通行車両標章は円滑に交付可能であるため。
災害時に使用する車両を事前に特定することが困難	○ 災害時にどの車両を利用するか事前に特定されているものでないため。
	○ 災害時、車両を使用すると想定される部局において、どの車両の届出を行うかルールを決めていないため。
	○ 県庁全体で不特定の部局が使用するため、車両を特定することができないため。
事前届出制度の活用について未検討	○ 地域防災計画に保有車両の事前届出について規定しておらず、事前届出を行うこと及びその必要性について、これまで検討していなかったため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
緊急通行車両の事前届出の必要性の認識が低かった	○ これまで大規模な災害が発生しておらず災害時における緊急通行車両の事前届出の必要性に対する認識が低かったため。
	○ 緊急通行車両等の事前届出制度について承知していなかったため。
	○ どのような車両が届出の対象となるのかよく理解していなかったため。
	○ 事前届出制度の必要性を十分理解していなかったため。
	○ 市の保有車両について事前届出を行うことを想定していなかったため。
○ 大量の緊急通行車両が必要な程の災害が発生しておらず、事前届出の必要性を認識することが困難であったため。	
災害時に使用する車両を事前に特定することが困難	○ 災害時において緊急交通路を利用するか否かは不明であり、また、どの車両を用いるかをあらかじめ特定しておくことが困難であるため。
	○ 災害発生後の状況を確認した上で、対応可能車両を決定することとしているため。
	○ 発災時には、その場で稼働できる車両を使用することとなるが事前に届け出ておく車両を特定することができないため。
	○ 公用車は部局で共用しており、事前届出に必要な使用目的を特定できない。また、使用目的を特定できた場合であっても、災害時にどの車両を使用するかの特定が困難であるため。

類 型	内 容
	○ 災害発生時に使用可能な車両を事前に特定できないことから、全車両の事前届出の 手続が必要と考えており、この場合、全車両の事前届出に係る業務量が膨大となるた め。
	○ 市の保有車両は、トラック（1台）、軽自動車及び普通車しかないことから、緊急 通行車両としてどの程度ニーズがあるか想定できなかったため。
車両更新の都 度、事務手続が 必要となる	○ 届出は1台ごとの登録で車検証を提出しなければならず、廃車やリース期限到来時 には、届出済証を返納し、再度、届出しなければならないなど事務手続に手間がかか るため。 ○ 事前届出はそのメリットに比べて、車両の特定、リース車の更新のたびに申請手続 を行う必要があり煩瑣であるため。
発災時に、緊急 通行車両の確認 申請を行うこと としている	○ 発災時に必要に応じて、緊急通行車両の確認申請を行うこととしているため。
他の業務を優先	○ 地域防災計画の修正中であり、事前届出をする車両の選定まで至っていない。 ○ 他の業務を優先しているため、届出に係る事務等に至っていない。
地域防災計画の 修正等にあわせ て検討予定	○ 地域防災計画の修正に合わせて検討することとしているため。 ○ 現在、応急対策に係る個別マニュアルを作成しているところであり、この中で公用 車の使用に係るマニュアルを作成予定であり、これらの作成に合わせて、使用車両の 指定及び事前届出の実施について検討することとしているため。
交通規制区間を 通行することが 想定されない	○ 市内で災害応急対策を行う際に交通規制区間を通行することは想定できないため。 ○ 当市において、過去に災害対策基本法等により区間を定めて緊急通行車両等以外の 車両の道路における通行の禁止又は制限が行われたことがないため。
公用車であれば 交通規制区間の 通行は認められ ると考えていた	○ 災害時に、交通規制があっても迂回すれば目的地へ行くことができ、かつ、市の保 有車両であれば通行は認められるのではないかと考えていたため。 ○ 基本的に、当町が被災した場合、町有車両は無条件に緊急通行でき、事前届出は他 の被災地への応援に向く際に必要なものと認識していたため。
保有車両の使用 を想定していな い	○ 市の公用車のうち、物資輸送に適する車両はトラック2台のみ（いずれも積載重量 は2トン）であり、大量の物資輸送には適さないため。また、災害時は物資輸送に当 たる職員の確保が困難であることから、トラック協会と輸送に関する協定を締結して いるため。
事前届出の担当 部署が決まって いない	○ 保有車両のうち、緊急自動車の指定を受けている車両以外の車両は、事前届出手続 を行う部署が曖昧となっているため。

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(4)-ウ-⑨ 実施調査した29都道府県及び168市町における緊急通行車両の事前届出制度に関する国への主な意見・要望

類 型	内 容
i) 車両を特定 しない台数の みの事前届出	○ 災害時に保有車両のみで対応できない場合は、レンタカーを使用することを想定し ているが、レンタカーについては事前に車両の特定ができないため、車両を特定せず、 台数を届け出る方法にしてほしい。 ○ 事前に届出対象とする車両を特定することは困難であるため、車両を特定するの ではなく、使用する車両の台数を届け出る方法とすることで、事前届出制度が有効な ものとなるのではないかと。

類 型	内 容
ii) 標章の事前交付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後の地方公共団体の負担軽減や迅速な応急対策活動の必要から、事前届出時に標章を交付してほしい。 ○ 災害時に、標章の交付を受けるため警察署等に再度出向くことは、速やかな災害対応にとって負担となるため、事前届出時に標章等を交付してほしい。
i) 車両を特定しない台数のみの事前届出 ii) 標章の事前交付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前届出を実施したとしても当該車両が他の業務で外勤中などにより、災害時にすぐに使用できない可能性がある。このため、行政機関については、事前に、標章を一定枚数配布し、災害時に使用する公用車を決定後、警察に車両ナンバー等の情報を連絡し、交通検問所において標章を掲示することにより、緊急通行車両として使用できるよう運用を見直してほしい。 ○ 現実の災害時には、地方公共団体の対応のスピードが何より求められるため、緊急通行車両の事前届出については、市町村の規模、必要度に応じた事前の番号の割当てを行い、有事の際に市町が標章に車両番号等の必要事項を書き込む方式とすることにより、警察の交通規制の観点からの管理も行いやすくなり、市町も迅速な対応を図ることができるのではないかと。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ウ - ⑩ 被災地調査を行った地方公共団体における緊急通行車両の事前届出制度に関する国への意見・要望

類 型	内 容
標章の事前交付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災時、緊急通行車両の事前届出を行っていた公用車の標章を隣接市にある所轄警察署まで取りに行ったが、その際、津波による浸水区域を迂回しなければならず、警察署に到着するまでに時間を要した。このため、地方公共団体の所有する車両については、届出の際に標章も合わせて交付するなどの措置を講じてほしい。 <p>なお、市では、交通検問所で標章の交付を受けられることを承知していなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。